



令和8年2月10日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和8年1月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者3者(3営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪、福家

電話：087-802-6774

## 一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年1月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等 の年月日	事業の種類	事業者名称及び 営業所名称	管轄 運輸支局	行政処分等の内容	行政処分 等の詳細
令和8年1月14日	一般貸切 (貸切バス)	有限会社芸西観光 (法人番号6490002012807) 和食営業所	高知	・文書警告	別添 ①
令和8年1月28日	一般貸切 (貸切バス)	有限会社四国トラベル (法人番号6500002003184) 本社営業所	愛媛	・文書警告	別添 ②
令和8年1月28日	一般貸切 (貸切バス)	株式会社富士タクシー (法人番号7500001008407) 本社営業所	愛媛	・文書警告	別添 ③

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年1月14日
事業者の氏名又は名称	有限会社芸西観光(法人番号6490002012807)(代表者 上杉泰造)
事業者の住所	高知県安芸郡芸西村和食甲276番地8号
営業所の名称	和食営業所
営業所の所在地	高知県安芸郡芸西村和食甲276番地8号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年11月27日及び同年12月16日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)  (2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)  (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)  (4)運転者に対する点呼状況の録音及び録画記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第6項)</p>
当該違反点数	4点
事業者累積違反点数	4点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年1月28日
事業者の氏名又は名称	有限会社四国トラベル(法人番号6500002003184)(代表者 山本正明)
事業者の住所	愛媛県松山市南高井町1606番地6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市南高井町1606番地6
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年12月9日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年1月28日
事業者の氏名又は名称	株式会社富士タクシー(法人番号7500001008407)(代表者 三好正司)
事業者の住所	愛媛県八幡浜市昭和通1460-73
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県八幡浜市昭和通1460番地73
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年12月18日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼状況の録音及び録画記録が確実になされていなかつたこと(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。